

# 会員規約

## 第1条（サービスの種類・名称）

本組織は、会員に次のサービスを提供します。

### ① PD Café

月1回複数名で行う運動教室及び運動を軸としたパーキンソン病患者その他の当事者のためのコミュニティです。

### ② PD Gym

パーキンソン病の様々な症状に対応した独自の運動プログラムを指導・実践するジムです。

## 第2条（運営主体）

本組織は、株式会社 Smile Space（東京都世田谷区宮坂 1-21-20 アサヒビル宮ノ坂 2F：以下、当社といいます）が管理運営の主体となります。

## 第3条（目的）

本組織は運動を通じて、会員が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すること、そして、会員の心身の機能維持回復を図るとともに、会員相互のコミュニケーションを深め、併せてパーキンソン病患者に対する運動機会の普及に寄与することを目的とします。

## 第4条（会員資格等）

本組織の会員（以下、会員といいます）は、次の条件の全てを満たす方に限ります。但し、次の条件の全てを満たさない場合でも、本組織が特別に認めた方は会員になることができます。

- ① パーキンソン病、または、パーキンソン症候群と診断されている方
  - ② 前号の方のうち、進行度がヤール重症度分類の1から3度までの方
  - ③ 医師から運動を禁じられていない方
2. 会員は、本組織の目的に賛同し、本組織の本会員規約を遵守することに同意する方とします。
3. 次の各号に該当する方については本組織の利用ができません。
- ① 過去または現在において暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある方。
  - ② 過去または現在において暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全に脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方。
  - ③ 社会通念上、前二号に該当すると思われる行動、言動、外見・身なりをされている方。
  - ④ 刺青、タトゥー（ペイント・シールを含む）をしている方。ただし、縦横 5cm 以内のファッションタトゥーについては、本組織の施設内では他の方の目に触れないよう配慮いただける場合はこの限りではありません。
4. 20歳未満の方は、親権者の同意が必要となります。
5. 会員は、いかなる場合であっても、その会員資格あるいは会員であることに基づく権利又は義務を他に譲渡・承継または貸与することはできません。

## 第5条（会員に対するサービスの内容）

本組織が提供する会員に対するサービス内容は、別途定める「ご利用の案内」が適用されます。

2. 本組織は必要に応じて会員に対するサービス内容を新規に設定し、または廃止、変更することがあります。かかる場合、本組織は事前に本組織ホームページ、書面、または施設内の掲示等にて告知するものとし、会員は告知後にサービスを利用した時点でこれに同意したものとみなします。

#### 第6条（入会手続き）

本組織の入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます）は、入会の際に所定の入会申込用紙等に必要事項を明記または入力の上、手続きをしていただきます。

2. 本組織は、本組織の基準に従って、入会希望者の入会の可否を判断し、本組織が入会を認める場合にはその旨を入会希望者に通知し、この通知により入会希望者の会員としての登録は完了したものとみなします。

3. 入会希望者は、入会の申請時、または、入会後の情報提供にあたり、常に真実、正確かつ最新の情報を提供しなければなりません。

4. 本組織は、必要により現在および過去における医療情報の提出を求める場合があります。会員は現病歴、合併症、既往歴等ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供しなければなりません。

5. 本組織は、入会を希望する方が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、入会を拒否することがあります。

① 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合

② 本組織に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記または記載漏れがある場合

③ 過去に本組織の入会を拒否、または、サービス利用を取り消された場合

④ その他、当社が入会を適当でないと判断した場合

6. 前項に基づいて入会を拒否した場合に、本組織は入会希望者に対して拒否の理由を開示する義務を負いません。

#### 第7条（健康管理）

会員は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

2. 会員は、入会後に新たな疾患や怪我などを負った場合、病状に変化があった場合、あるいは、医師から運動に関する指示を受けた場合など、会員の健康管理や本組織の利用に関する情報を入手した場合には、直ちに本組織に通知しなければなりません。

3. 会員が本条第1項の義務を怠り、又は第2項の通知を怠り、本組織が提供する運動およびその他サービス等を受けた場合、本組織は本組織のサービスによる会員の損害その他の不利益について一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（通知義務）

会員は、会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合（住所変更等）、速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届出の効力は本組織の変更事務処理終了により、生じるものとします。

2. 会員が前項の通知を怠り、本組織からの通知を受け取ることができなかった場合、本組織はそれによる会員の損害その他の不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

3. 本組織が会員に通知を行う場合には、会員が本組織に届け出た通知先に対して通知を行った時点で効力を有するものとします。

#### 第9条（サービス料金）

トレーニング受講料、参加料、チケット料金等（以下「サービス料金」といいます）は、本組織が定める所定の方法で納めていただきます。

2. 一度納められたサービス料金は、返金いたしません。
3. 月額制のサービス料金については、利用の有無及び利用回数の多寡にかかわらず、退会等により会員の資格を喪失した月までサービス料金の支払いが必要となります。
4. 月額制のサービス料金を滞納している会員は、サービスの提供をお断りいたします。

#### 第 10 条 (チケット)

一部のトレーニングはチケット制 (回数券) になっております。

2. お買い求めいただいたチケットは他人に譲渡、転売することはできません。
3. 一度納められたチケット料金は、利用の有無にかかわらず、返金いたしません。

#### 第 11 条 (料金等の変更)

本組織は、将来にわたってサービス内容および料金を会員の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、本組織は、事前にその内容を本組織ホームページ、書面、または施設内の掲示等にて通知するものとし、会員は、告知後にサービスを利用した時点でこれに同意したものとみなします。

#### 第 12 条 (退会手続等)

会員は、本組織を退会する際は、本組織所定の手続きにより退会することができます。

2. 月額制でサービス料金を支払っている会員については、会員の体調不良、入院その他会員本人の都合により 1 か月以上の長期にわたり本組織を利用することができない場合、本組織の所定の手続を完了した上で、休会をすることができます。休会期間中の月額制のサービス料金は免除となりますが、一定の手数料その他の費用についてはお支払いいただきます。

#### 第 13 条 (除名、会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本組織は、資格停止処分又は除名処分等の処分をすることができます。

① 本組織が定めるサービス料金その他の金銭的債務を滞納し、本組織指定の方法および期限までに支払わなかったとき。

② 本組織の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。

③ 入会に際して虚偽の申告をしたとき。

④ 本組織または医師により運動、その他本組織のサービスの利用継続が困難であると判断されたとき。

⑤ 第 4 条第 3 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

⑥ 本規約、その他本組織の諸規則に違反をしたとき。

⑦ 第 22 条各号の禁止行為をしたとき。

⑧ その他本組織の目的にふさわしくない行為をしたとき。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員は当然に会員資格を喪失します。

① 退会したとき。

② 除名されたとき。

③ 死亡したとき。

④ 本組織が全てのサービスを終了したとき。

#### 第 14 条 (データの利用)

本組織または本組織が認める第三者は、サービスの向上、各種研究、調査、分析を目的として会員情報および会員の評価データを統計的に利用し、統計結果を第三者に開示または一般に公表することがあります。ただし、個々の会員の個人情報が特定されることのない

よう取り扱うものとします。

#### 第 15 条（個人情報保護）

本組織は、本組織の保有する会員の個人情報を、本組織が別途定める「個人情報保護方針」を遵守し適切に取り扱います。個人情報保護方針は本組織のホームページに掲示します。

#### 第 16 条（秘密保持）

本組織および本組織に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、会員およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

2. 会員は、本組織が会員およびその家族の有する問題や解決すべき課題などについて話し合うための担当者会議において、会員および家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本規約をもって同意したとみなします。

#### 第 17 条（緊急時の対応）

本組織は、サービスを提供しているときに会員に容態の急変が生じた場合は、速やかに会員から申請された緊急連絡先に連絡を取り、必要な措置を講じます。

#### 第 18 条（免責）

本組織は、運動その他本組織のサービス提供にともない、会員またはそれ以外の第三者に生じた生命・身体・財産の損害について、本組織に故意または重過失がある場合を除き、一切の賠償の責任を負いません。

2. 本組織が提供するサービスは、理学療法ではなく、また、会員の病状改善、運動機能向上を保証するものではありません。

#### 第 19 条（損害賠償）

本組織は、本組織の施設利用に際して施設内外を問わず、会員または第三者に生じた人的、物的事故について一切の責を負いません。但し、事故または損害を与えた原因が明らかに、本組織の故意または重過失による場合は、この限りではありません。

2. 会員が本組織の施設利用に際して本組織または第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにその賠償の責に応じるものとします。

3. 本組織の利用に関して本組織が会員に対して損害賠償責任を負う場合、会員が本組織に対して支払ったサービス料金及びチケット料金の総額を限度として賠償責任を負うこととします。

#### 第 20 条（盗難、滅失・毀損）

会員は本組織施設内において、自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、本組織は本組織施設内で発生した盗難、滅失・毀損について一切損害賠償の責を負いません。

#### 第 21 条（紛失・忘れ物）

会員が本組織の利用に際して生じた紛失については、本組織は一切損害賠償の責を負いません。

2. 忘れ物については、一定期間（1ヶ月間）保管した後、処分させていただきます。

#### 第 22 条（禁止事項）

本組織では、下記の各号の行為を禁止いたします。

- ① 所定の場所以外での飲食、喫煙
- ② 酒気を帯びてのトレーニング

- ③ 技量を超えた行為および危険行為
  - ④ 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の施設利用
  - ⑤ 危険物及びペットのお持ち込み
  - ⑥ 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑を及ぼす行為
  - ⑦ 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
  - ⑧ 無許可のアンケート協力等の依頼行為
  - ⑨ 他人を誹謗、中傷すること
  - ⑩ 他人に対する暴力行為や威嚇行為
  - ⑪ 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
  - ⑫ 施設内に落書きや造作をする行為
  - ⑬ 本組織利用時に、暴力的な言葉や大声を発する行為
  - ⑭ 器具を床に落とすなど、故意に音を立てるまたは振動を与える行為
  - ⑮ 立ち入り禁止区域への立ち入り
  - ⑯ 集団感染するおそれのある疾病に罹患しながら、本組織を利用する行為
  - ⑰ 営業妨害とみなされる行為
  - ⑱ 本組織の従業員及び関係者に対する退職の勧誘、他社への就職あつせん、引抜きその他これらに類する行為
  - ⑲ その他、本規約や諸規則に違反し、または、本組織の施設目的にそぐわない行為
2. 会員が前項のいずれかに該当する場合には、本組織は、当該会員の入場を禁止し、又は、退場を命じることができます。

### 第 23 条（会員以外の施設利用）

本組織は、特に必要と認めた場合は、会員以外の方（ご家族や付き添いの方）による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本規約を適用します。

### 第 24 条（施設・設備・サービスの廃止と利用制限）

天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、本組織は、施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限することができます。

2. 施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、本組織は、施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は、本組織ホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行います。

3. 各施設は、前二項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休館することがあります。この告知は原則として本組織ホームページ、書面、または施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。

4. 前各項の場合、会員は、本組織に対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

### 第 25 条（合意管轄）

本規約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 26 条（規約の発行、改定）

本規約は 2019 年 2 月 1 日から発効します。

2. 本規約は、随時必要に応じて改定されることがあります。この場合、原則として本組

織ホームページ、書面、または施設内の掲示等により通知します。改定した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、会員は告知後に本組織を利用した時点でこれに同意したものとみなします。

株式会社 Smile Space

東京都世田谷区宮坂 1-21-20 アサヒビル宮ノ坂 2F

制定：2019年2月1日

改定：2020年3月1日